



# 銘柄公示情報の概要について

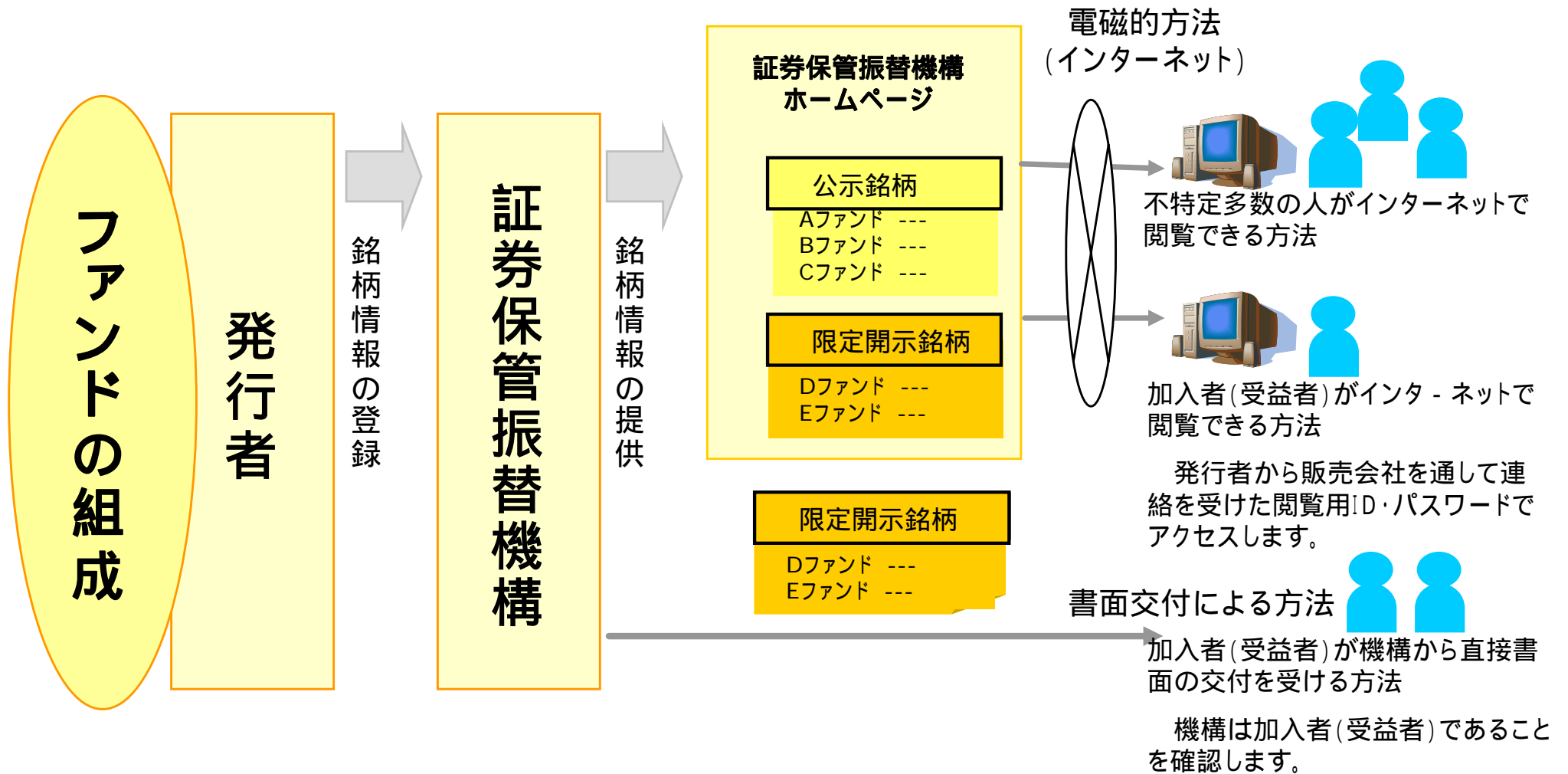
平成22年7月



株式会社証券保管振替機構  
Japan Securities Depository Center, Incorporated

## 機構による銘柄情報の提供

機構は、次の方法で投資信託の銘柄情報を提供します。



## 公示銘柄と限定開示銘柄

銘柄公示情報は、発行者が銘柄情報登録時に選択した募集区分(コード)に従い、投資信託の銘柄を公示銘柄と限定開示銘柄に分けて開示します。

### 1. 社債、株式等の振替に関する法律施行令

社債、株式等の振替に関する法律施行令 第14条  
(振替社債の内容の提供)

- 1号「加入者(社債権者等)と振替機関との間で直接書面の交付等」
- 2号「加入者(社債権者等)と振替機関との間で電磁的方法」
- 3号「不特定多数の者がアクセス可能な電磁的方法」

### 2. 政省令を踏まえた機構対応

#### (1) 呼称

銘柄情報の提供方法の違いにより、以下の2つに区分し、それぞれに呼称をつけている。

- 公示銘柄 : 3号によって、銘柄情報の内容の提供を行う銘柄
- 限定開示銘柄 : 1号、2号によって、銘柄情報の内容の提供を行う銘柄

#### (2) 募集区分コードの体系

	公募投信	私募投信
公示銘柄	K: 公募(公示)	T: 適格機関投資家私募(公示) I: 一般投資家私募(公示) P: 特定投資家私募(公示)
限定開示銘柄	(なし)	Q: 適格機関投資家私募(限定開示) G: 一般投資家私募(限定開示) L: 特定投資家私募(限定開示)

## 銘柄情報の提供イメージ①

# 機構のホームページで情報提供されている銘柄を検索する画面のイメージです。

### 銘柄公示情報(投資信託受益権 公示銘柄)

社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第87条に基づく投資信託受益権の内容の提供を行うページです。銘柄公示情報(投資信託受益権 公示銘柄)は、社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成14年政令第362号)第14条第1項第3号により、不特定多数の方に提供を行うものです。

以下の発行者名、銘柄正式名称またはISINコード(半角、12桁)を入力し、検索ボタンを押してください。該当する銘柄を表示します。発行者名と銘柄正式名称は、一部のみでも検索が可能です。なお、すべての欄を空白で検索した場合、すべての銘柄が表示されます。

発行者名	<input type="text"/>	例:ほふりアセット
銘柄正式名称	<input type="text"/>	例:ほふり日本株オープン
ISINコード	<input type="text"/>	例: JP90C0010010(半角)
<input type="button" value="検索"/>		

#### ※ ISINコードについての留意点

- ・新証券コード(ISIN)に関する付番権限は証券コード協議会にあります。
- ・証券コード協議会の許可なく、新証券コード(ISIN)の第三者への提供を禁じます。
- ・新証券コード(ISIN)の利用等により生じた損害等に関し、証券コード協議会は何ら責任を負うものではありません。

#### [公示銘柄公開画面URL]

<http://www.jasdec.com/reading/itmei.php>

公示銘柄・限定開示銘柄の公開画面には、機構のホームページ

(<http://www.jasdec.com/system/fund/brand/index.html>)からアクセスすることができます。

### 銘柄公示情報(投資信託受益権 限定開示銘柄)

社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第87条に基づく投資信託受益権の内容の提供を行うページです。銘柄公示情報(投資信託受益権 限定開示銘柄)は、社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成14年政令第362号)第14条第2号により、加入者に限定して提供を行うものです。

以下のID、パスワードの欄に、当該投資信託受益権の閲覧用ID、パスワードを入力し、検索ボタンを押してください。該当する銘柄を表示します。なお、閲覧用ID、パスワードについては、お取引のある販売会社にお問合せください。

閲覧用ID	<input type="text"/>
閲覧用パスワード	<input type="password"/>
<input type="button" value="検索"/>	

- ※ ISINコードについての留意点
- ・新証券コード(ISIN)に関する付番権限は証券コード協議会にあります。
  - ・証券コード協議会の許可なく、新証券コード(ISIN)の第三者への提供を禁じます。
  - ・新証券コード(ISIN)の利用等により生じた損害等に関し、証券コード協議会は何ら責任を負うものではありません。

限定開示銘柄の受益者は指定販売会社から連絡された閲覧用ID・パスワードを入力することにより、その銘柄情報を閲覧することができます。

#### [限定開示銘柄公開画面URL]

<https://www.jasdec.com/itusers/itsei.php>

## 銘柄情報の提供イメージ

### 検索結果が表示されます。

#### 銘柄公示情報(投資信託受益権 公示銘柄)

(左図より)

#### 検索の結果(3件中1～3件を表示)

銘柄正式名称	ほふりトピックスオープン		
銘柄略称	ほふりトピックス		
発行者名	ほふりアセットマネジメント		
受託会社名(原信託)	ほふり信託銀行株式会社		
受託会社名(接続先)	ほふり信託銀行株式会社		
ISINコード	JP90C9Y09J67	ファンドコード	360010
募集区分	公募(公示)	投信区分	特例投信
設定日	2000/12/01	償還日	無期限
<a href="#">詳細</a>			

銘柄正式名称	ほふり米国株オープン Bコース(為替ヘッジあり)		
銘柄略称	ほふり米国株 B		
発行者名	ほふりアセットマネジメント		
受託会社名(原信託)	ほふり信託銀行株式会社		
受託会社名(接続先)	ほふり信託銀行株式会社		
ISINコード	JP90C9Y09JA9	ファンドコード	360050
募集区分	一般投資家私募(公示)	投信区分	特例投信
設定日	2000/12/01	償還日	2010/11/30
<a href="#">詳細</a>			

社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第87条に基づく投資信託受益権の内容の提供を行うページです。銘柄公示情報(投資信託受益権 公示銘柄)は、社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成14年政令第12桁)を入力し、検索結果が表示されるので、銘柄情報を確認したい銘柄の「詳細」ボタンを押下します。

検索結果が表示されるので、銘柄情報を確認したい銘柄の「詳細」ボタンを押下します。

社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第87条に基づく投資信託受益権の内容の提供を行うページです。銘柄公示情報(投資信託受益権 公示銘柄)は、社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成14年政令第12桁)を入力し、検索結果が表示されるので、銘柄情報を確認したい銘柄の「詳細」ボタンを押下します。発行者名と銘柄正式名称は、一部のみでも検索が可能です。なお、すべての欄を空白で検索した場合、すべての銘柄が表示されます。

掲載する銘柄公示情報は、毎営業日19時頃に更新します。

(右図へ)

銘柄正式名称	ほふりDCTピックスオープン(適格機関投資家専用)		
銘柄略称	ほふりDCTピックス(適格)		
発行者名	ほふりアセットマネジメント		
受託会社名(原信託)	ほふり信託銀行株式会社		
受託会社名(接続先)	ほふり信託銀行株式会社		
ISINコード	JP90C9Y09J83	ファンドコード	360030
募集区分	適格機関投資家私募(公示)	投信区分	特例投信
設定日	2000/12/01	償還日	無期限
<a href="#">詳細</a>			

## 銘柄情報の提供イメージ

# 銘柄情報の提供イメージです。

### 銘柄公示情報（投資信託受益権 公示銘柄）

銘柄正式名称	ほふりトピックスオープン		
銘柄略称	ほふりトピックス		
発行者名	ほふりアセットマネジメント		
受託会社名(原信託)	ほふり信託銀行株式会社		
受託会社名(接続先)	ほふり信託銀行株式会社		
ISINコード	JP90C9Y09J67	ファンドコード	360010
募集区分	公募(公示)	投信区分	特例投信
設定日	2000/12/01	償還日	無期限
当初設定元本	1,000,000,000	当初総発行口数	1,000,000,000
当初1口当たり元本	1	追加信託金限度額	2,000,000,000,000
最低発行単位口数	1	総発行口数	0
信託契約期間	この信託の期間は信託契約締結日から約款第XX条第XX項の規定による信託終了日までとします		

(右図へ)

(左図より)

信託の元本の償還の時期	元本は信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から
信託の収益の分配の時期	収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から
信託の元本の償還及び収益の分配の場所	委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等
受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法及びその支払の方法及び時期	約款第XX条により計算した金額を毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所、委託の内容	該当なし
運用の指図に係る権限を委託する場合における委託に係る費用	該当なし
買取り又は償還の価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示	信託財産の価額は組入証券の変動等によって変わるので、償還または買取りおよび信託契約の一部解約の価額は投資額と同じではありません。

### 社債、株式等の振替に関する法律

(振替社債の発行時の新規記載又は記録手続)

**第六十九条** 特定の銘柄の振替社債の発行者は、当該振替社債を発行した日以後遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該発行に係る振替社債の銘柄

～

七 第一号の振替社債の総額その他の主務省令で定める事項

**第八十七条** 第六十九条第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第七号に掲げる事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替社債の発行者の負担とする。

### 社債、株式等の振替に関する法律施行令

(振替社債の内容の提供)

**第十四条** 法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 法第六十九条第一項第七号に掲げる事項(以下この条において「振替社債の内容」という。)を記載した書面(振替社債の内容が電磁的記録(法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下この号において同じ。)に記録されている場合にあっては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を入力することにより作成した書面)を加入者に交付又は送付する方法
- 二 電磁的方法(法第三十四条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)であって内閣府令・法務省令(国債を取り扱う振替機関の場合にあっては、内閣府令・法務省令・財務省令。次号において同じ。)で定めるものにより、振替社債の内容を加入者に提供する方法
- 三 電磁的方法であって内閣府令・法務省令で定めるものにより、法第六十九条第一項の通知に係る振替社債について、振替機関の備える振替口座簿に記載され、又は記録されている当該振替社債の金額の全額につき振替口座簿の抹消が行われる日まで、不特定多数の者が振替社債の内容の提供を受けることができる状態に置く方法

### 社債、株式等の振替に関する命令

(電磁的方法による提供)

**第六十条** 社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十二号。以下「令」という。)第十四条第二号に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と加入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2 令第十四条第三号(令第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条及び第二十三条から第二十七条までにおいて準用する場合を含む。)、第四十一条(令第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。)、第五十条(令第六十六条において準用する場合を含む。 )及び第五十九条(令第六十七条及び第六十九条において準用する場合を含む。 )に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であって、インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用する方法とする。

3 前二項に規定する方法は、加入者又は情報の提供を受ける者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。